

◆保険税額がわかりやすくなります

前年中の所得が確定している7月に計算し、保険税額を決定します。
仮算定額との差し引きを行わないため、保険税の計算内容がわかりやすくなります。

◆年間の保険税額は変わりません

仮算定がなくなり1回あたりの納付額は増えますが、1年間の保険税額には影響ありません。

◆通知が年1回になります

保険税額の通知は4月（仮算定）と7月（本算定）の年2回でしたが、7月の1回のみとなります。

※特別徴収（年金からの天引き）の方は、今までどおり年2回通知が届きます。

◆納付回数が年間12回から9回になります

※特別徴収（年金からの天引き）の方は、今までどおり年6回の納付です。

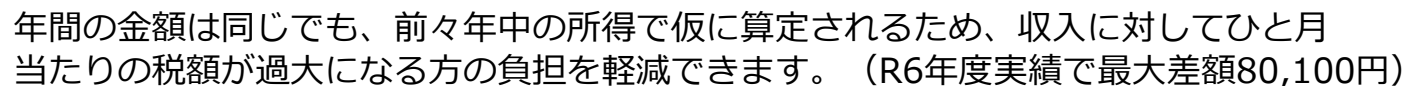
改善の要望をたくさん
いただいていた…

◆納付月によって税額に大幅な増減が発生することを防げます

前々年中に比べ前年中の所得が大幅に減額になった場合や仮算定期間中に脱退した場合などに発生していた過大な負担が減ります。

(実際の例↓)

	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
これまで	納付額	月額：25,400円			7月から月額が急変！月額：8,500円（4・5・6月との差額：16,900円）								
	算定	R4年中所得216万円 R5年税額305,600円 ÷12回＝25,400円			R5所得120万円 （ <u>R6年税額152,900円</u> －仮算定期間の税額76,200円）÷9回 ＝8,500円								



変更後	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	納付額	納付はありません			R5所得120万円 R6年税額152,900円÷9回=月額：約17,000円								

変更の ポイント！

つば推し!リポーター
さくらざき
桜咲ユメ

©新潟県燕市